

知的財産権価値評価 — 特許権を中心として —

Intellectual Property Right Value Evaluation: Focusing on Patent Right

森 收 平*

Shuhei Mori

* Intellectual Property Right Value Evaluation Promotion Center Attached to
Japan Patent Attorneys Association

Abstract

Though the evaluation of intellectual property right is widely considered from the viewpoint of its price, qualitative evaluation is also an effective means of evaluating intellectual property right. In this paper, the historical transition of intellectual property right value evaluation is recorded; furthermore, a general matter of intellectual property right value evaluation and the outline of one example procedure of intellectual property right price evaluation are described for the purpose of leading to a better consideration on practice of intellectual property right value evaluation.

Key words: Intellectual property right; Value evaluation; Qualitative evaluation; Price evaluation procedure

1 はじめに

価値とは「物事の役に立つ性質・程度」をいい、評価とは「(1) 品物の価格を定めること (2) 善悪・美醜・優劣等の価値を判じ定めること」をいう (広辞苑)。したがって、知的財産権価値評価とは「知的財産権 (特許権・実用新案権・意匠権・商標権等) の (事業に対する) 役に立つ性質・程度であって、(1) その価格を定めること、または、(2) その価値を判じ定めること」をいう。世の中において、知的財産権価値評価といえ

ば、(1) 項を意味するとするのが一般的であろうが、(2) 項も知的財産権価値評価である。後述するが、前者が定量評価に該当し、後者は定性評価に該当する。たとえば、企業において、知的財産部の予算が一定とすれば、出願件数や特許権等の維持すべき件数が決まっているときに、どの技術に関する出願をし、どの特許権等を維持するかを判断しなければ、予算をオーバーすることは明らかであろう。このときの判断は(2) 項に属し、不要な特許権等を譲渡やライセンスする場合の判断は(1) 項に属することになる。

したがって、「する・しない」はともかく、知的財産部においては、知的財産権価値評価が行われているはずである。にもかかわらず、知的財産権価値評価は

* 知的財産価値評価推進センター 副センター長
弁理士

難解であるとされるのは、一部を除き、知的財産権が無体であることも一因ではないだろうか（たとえば、著作権においては感覚的に理解できるであろう）。

本稿では、知的財産権価値評価についての世の中の推移を記し、さらに、その評価が行われる場面を考える際の一助のために、価格評価のみではなく、定性評価もあることを考慮しながら、知的財産権価値評価の一般的事項と知的財産権価格評価の手順の一例についての概略をのべる。

2 特許権の価値評価

2.1 知的財産(権)価値評価をとりまく環境

(1) 平成8年、(財)知的財産研究所が「知的財産権の価値評価に関する調査研究報告書」を発行

これによると、すくなくとも、平成7年には、ベンチャー企業等新規事業者の成長のための資金調達の方法として、ベンチャー企業等が有する知的財産権を担保として活用するために、知的財産権の評価手法確立のための調査が行われている。

また、この報告においては評価手法の確立がセカンダリーマーケットの発達に寄与することについて示唆している。

(2) 平成12年、特許庁が価値評価システム公表

特許庁は、いわゆる休眠特許の活用をはかるため、特許流通事業に役立たせるべく、特許権の価値評価システムを公表した（特許評価指標案および技術移転版）。特許評価指標（技術移転版）においては、特許の権利としての強さや事業性、権利および技術の流通移転性等についてランキングを行うことを目的としている（後述する）。

なお、上記は「特許評価指数〔試案〕平成11年4月版」を特許流通事業に簡便に使用できるよう改良されたものである。

(3) 平成13年、日本弁理士会が価値評価に関する報告書を提出

特許委員会報告として「特許権の価値評価についての調査・研究に関する報告書」が提出されている（パテント Vol.54, No.11, 13, 2001）。また、発明等評価検討委員会報告として「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」が提出されている。

(4) 平成16年、経済産業省が「知的財産情報開示指針概要」を公表

特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解のため、知的財産情報開示の一つの目安

を示した。このことから、平成16年には、オリンパス、日立製作所、味の素を始めとして、多くの企業が知的財産報告書を開示している（たとえば、ウェブにて「知的財産報告書」をキーワードに検索可能）。また、アニュアルレポート中に知的財産報告書の内容を含めた企業としては、NEC、三菱電機、武田薬品工業、富士通等がある。

(5) 平成16年6月、経済産業省が「知的財産の価値評価の手法に向けた考え方 中間論点整理」を公表

知的財産の価値評価手法が確立していないため、資金調達・事業売買等の局面で知的財産の活用がはかられず、知的財産それ自体を金銭的価値と同視する誤解が発生しているとして、論点整理の中間報告が行われた。

価値評価の前提として、「定量評価はあくまで一定条件下で算出した数値に過ぎず、定性情報（権利保有主体・権利内容・状態）と併せた総合判断が不可欠」としている。

(6) 平成18年1月24日の最高裁の判決（事件番号：平成17（受）541）

本判決は特許権の価値評価に関し、筆者の知る限りにおいて、種々示唆を与えた最初の重要な判決ではなかろうか。

「特許庁職員の過失により特許権を目的とする質権を取得することができなかったことを理由とする国家賠償請求事件において、損害額の立証が困難であったとしても民事訴訟法第248条により相当な損害額が認定されなければならないとされた事例」である。その判決文の理由において、「特許権の適正な価額は、損害額算定の基準時における特許権を活用した事業収益の見込みに基づいて算定されるべき」とし、原審（東京高裁）に差し戻した。なお、特許権の価格を第一審は1億8000万円と認定し、原審は現実に損害が発生したとは認めがたい（したがって、第一審勝訴者の請求を全部棄却）と認定したものである。

最高裁の理由中に認められる「特許権を活用した事業収益の見込み」の文言から、特許権の価値評価（価格評価）はインカムアプローチが重要であることを示唆していると考えられる。ここでいう「事業収益の見込み」とは特許発明を使用した事業を意味すると考えられるからである。

本判決はすくなくとも下記の点において重要と筆者は考える。

(a) 損害額の立証が困難であっても、裁判所は民

事訴訟法第248条に基づき、損害額を認定しなければならない点

- (b) 特許権の適正な価額は、特許権を活用した事業収益に基づき算定されるべきとする点

なお、上記の詳細については判決文にあたって頂きたい。

2.2 知的財産(権)価値評価を必要とする場面

「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」によれば、知的財産(権)価値評価を必要とする場面が記載されている。まとめられたものを表1に示す。

2.3 評価項目

知的財産の価値評価を行うにあたっては、「技術的評価」「法的評価」を前提として「経済的評価」が行われるものと考えられる。以下において説明する。

(1) 技術的評価

出願の可否、権利維持、経営診断等においては、技術価値評価が行われるものとする。たとえば、出願の可否判断においては、先行技術との対比のもと、権利化の可能性が評価されよう。

(2) 法的評価

権利維持、損害賠償額算定等の場合には法的価値評価がなされるものとする。権利の法的安定性が問題となるならば、損害賠償請求等の権利行使を行うことができないことも考えられるからである。

(3) 経済的評価

発明者補償、実施許諾契約、権利譲渡(含譲渡命令)

／譲受、損害賠償額算定、担保、経営診断、企業買収等にあつては、市場性等を考慮して経済的価値評価が行われるものとする。

これらの評価についてまとめられたものを表2に示す。

2.4 定性評価と定量評価

2.4.1 定性評価

定性評価とは、ここでは、対象とする権利の特性等を定めることをいう。

下記する定量評価のためにも、定性評価は重要である。その権利の特性等が明白でないと定量評価も困難となるからである。

定性評価は、特許評価指数[技術移転版]により、下記5項目につき評価(点数つけ)することが行われていると考えられる。なお、評価者においては、本方法を修正して評価していることも考えられる。

- (1) フェイス項目：評価前提基本項目(書誌的事項)である。
- (2) 権利固有評価：技術支配力(権利化状況・権利期間・強さ・抵触可能性・技術優位性)・完成度(実証度)につき評価する。
- (3) 流通移転性評価：技術信頼性(追加開発必要性・支援有無・ライセンス制約条件)・安定性(侵害対応義務/協力)につき評価する。
- (4) 事業性評価：事業化可能性(事業障害・寄与度・代替技術可能性・侵害対応容易性)・収益性(事業規模・収益期待額)につき評価する。

表1 知的財産価値評価実施者とその目的

Table 1 Evaluation conducting forms on intellectual property right value and their objective items.
(): English words corresponding to meaning of Japanese listed.

評価者	評価項目 (Evaluation objective items)
(Evaluation conducting forms)	
裁判所 (Court of justice)	破産時の評価 (Evaluation at bankruptcy), 債務弁済時の評価: 譲渡対価 (Evaluation at debt repayment: assignment price), 損害算定時の評価 (Evaluation at damage estimation)
企業 (Enterprise)	発明者補償 (Reward for inventor), 譲渡対価 (Assignment price), ライセンス対価 (License price), 資産価値 (Asset value), 収益価値 (Profit value), 事業価値 (Business value)
金融機関 (Financial institute)	担保価値 (Security value), 担保処分時評価 (Evaluation at collateral auction), 融資審査時評価 (Evaluation at finance examination)
投資家 (Investor)	投資価値 (Investment value), 企業の価値評価 (Evaluation of enterprise value)

<出典>日本弁理士会, 「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」(2002年3月)

表2 知的財産価値評価事項およびその内容

Table 2 Evaluation items and their contents for intellectual property right value evaluation.

(): English words corresponding to meaning of Japanese listed.

評価項目 (Evaluation items)	評価内容 (Evaluation contents)
技術的価値評価 (Technical value evaluation)	基礎技術 (Fundamental technology), 高度技術 (Advanced technology), 防衛技術 (Defensive technology), 改良技術 (Improved technology), 代替技術 (Alternative technology)
法的価値評価 (Legal value evaluation)	基本特許 (Avoidable technology), 周辺特許 (Blocking patent), 防衛特許 (Defensive patent), 権利の有効性 (Right effectiveness), 権利価値 (Right value)
経済的価値評価 (Economical value evaluation)	事業性 (Sustainability), 収益性 (Profitability), 特許の寄与度 (Patent contribution), 事業の実施性 (Enterprise practicability), 事業の安全性 (Enterprise security)

<出典>日本弁理士会, 「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」(2002年3月)

(5) 総合評価：権利固有評価・流通移転性評価・事業性評価の各評価項目である技術支配力・完成度・技術信頼性・安定性・事業化可能性・収益性につき評価し、総合評価を行う。

ここでは、特許評価指数〔技術移転版〕の項目をすべてあげたが、筆者はすべての項目が定性評価に該当するとは考えていない。たとえば、(4) 項の収益性は技術的価値評価・法的価値評価には該当しないであろう。一方、「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」では、「特許の寄与度」が経済的価値評価（定量評価）とされているが、詳細は長くなるので省くが、点数付けをしなければ、定性評価ととらえることもできるのではないだろうか。

2.4.2 定量評価

定量評価とは、ここでは、対象とする権利の経済的価値評価を行うことをいう。すなわち、対象とする権利を金額に換算することをいう。

知的財産権は、『所有権等の物権と同様の物権的権利』であるが、たとえば、不動産のように地価がある程度決められており（路線価等）、マーケットがあるものとは異なるゆえに、その経済的価値を評価することは困難である。

しかし、何等かの評価をしなければならない場合もあり、その場合には、ある程度の仮定をたてるか、相当の客観的資料を基礎として、評価することが必要となる。

2.5 金額評価のための一般的手法

金額評価のための手法は一般的にはつぎのようなものがある。

- (1) コストアプローチ
権利取得までに要した費用をそのものの価値として評価する。
たとえば、労働力・経営情報ソフトウェア・製品ソフトウェア・流通ネットワーク・労務慣行・手順などに適用される。
- (2) マーケットアプローチ
当該権利の市場での価値評価による評価である。
現時点においては、市場が形成されているとはいえないのではないかと。
旧日本テクノマート（現在は JAPIO）において、特許の流通市場を形成するために、DB を作成等しているが、未だ十分に機能しているとはいえないであろう。
なお、アメリカにおいては、一部の分野の特許権のオークションが、オーシャン・トモ（現在は ICAP）において行われており、今後の方向性を示唆するものと思われる。
- (3) インカムアプローチ
当該権利によりどれだけのインカムが得られるかにより評価する。
たとえば、特許／技術・商標／ブランド・著作権・コアデポジット・フランチャイズ権などに適用される。
- (4) 各手法のメリット・デメリット
多くの場合はインカム・アプローチが適しているが、他のアプローチが採られることもある。
価値評価の目的による評価手法の目安を表3に示す。

表3 特許の価値評価の目的と手法

Table 3 Objectives and means of intellectual property right value evaluation.
(): English words corresponding to meaning of Japanese listed.

特許の価値評価の目的 (Objectives of intellectual property right value evaluation)	評価手法 (Evaluation means)
財務諸表への計上 (Appropriation for financial statements)	<ul style="list-style-type: none"> ・購入特許については取得原価で評価する。 (マーケット・アプローチ) (Evaluation with historical cost for patent right purchased; Market-approach) ・特許権等契約ガイドライン方式 (H10.6 特許庁長官通達) (Method by patent right contract guide line: Official notice from director-general of Japan patent office) ・スコアリング方式 (Scoring method) 業界標準実施料率を参考にする方法 (Method using standard royalty rates different from each industry)
特許の売買 (Purchase and sale of patent)	<ul style="list-style-type: none"> ・インカム・アプローチ (Income-approach) ・ロイヤリティ・アプローチ (Royalty-approach) ・マーケット・アプローチ (Market-approach)
技術開発型ベンチャー企業の価値を評価 (増資, 株式公開のため) (Value evaluation of innovation-oriented venture for capital increase and initial public offering)	主にインカム・アプローチ (Mainly by income-approach)
特許の証券化 (Patent securitization)	ロイヤリティ・アプローチ (Royalty-approach)

<出典> 「知的資産の価値評価」(山本大輔, 森智世, 東洋経済新報社, 2002年)

2.6 評価の流れの一例

特許権の価格評価の流れの一例を紹介するとその概略はつぎのようになる。

(1) 対象特許権の特定

前記した定性評価の一部であり、特許権の周辺状況を確認し、価格評価のための資料とする。たとえば、評価基準日において権利が消滅しておれば、その技術分野での売上有るとしても、その売上には特許権が寄与していないと判断されることもありうる。

(2) 法的評価の検討

無効理由や利用関係等が存在すれば、当該特許権の排他性に疑問が生じることから、価格評価には大きく影響するゆえ、重要である。その他、特許権を制限する事項についての検討も必要となる。たとえば、共有に係る特許権の場合である。

(3) 技術的評価の検討

技術的評価とは、評価対象の技術が基礎技術であるか、応用技術であるか、他の技術の代替技術であるか等を検証し、決定することである。技術内容によっては経済的評価に影響を与えると考える。したがって、経済的評価に移行する前に行う必要があると考える。

(4) 対象特許権による事業の想定

対象特許権を使用する事業を想定するが、事業を想定するには種々の要素を勘案することが重要である。対象特許権が基本的であればあるほど、技術的要素より経営的要素の影響が大きいと思われる。たとえば、識別 (IC) カードの基本特許は昭和53年 (特公昭53-6491: 昭和45年出願) には成立したが、当時は現在ほどのカード社会ではないことから、カード作成のコストが異常に高かつき、

結果として、特許権の存続期間中に事業化されることはなかったと聞いている。

(5) マーケットの想定（推定）

対象特許権を利用した事業の市場規模を想定（推定）するが、まったくの未知の場合もあれば、ある程度想定（推定）できる場合もあろう。これは、技術分野（業界）によるところが大きいと思われる。

(6) マーケット占有率の推定

マーケット規模が推定できれば、当該特許権の排他性及び範囲を推定する。この際、定性分析結果が重要な役割を果たすであろうことは容易に想像できるであろう。

(7) 事業推移の予測

当該特許権による事業は将来どのように推移するのかを予測するが、技術推移や業界動向も重要な要因であろう。技術的にはパテントマップは有用な情報を提供することになるであろう。

(8) 特許権の価格推定

種々の推定値をもとに、当該特許権の価格を推定する。ここでは、どのデータを採択し、どのデータを排除するかの取捨選択がなされる。係る判断は主観的であり、客観的に判断されるものではないであろう。しかし、客観的事実（データ）に基づく論理的展開がなされれば、主観的判断といえども、ある程度の客観性は担保できるものと考えられる。

以上、特許権の価格評価の流れの一例を記載したが、ここからわかるように、特許権の価格評価は将来予測を含むことから、客観的評価はできないであろうし、ここで得られた数値が絶対唯一のものであるということもできない。それゆえに、いままでも難しいとされ

てきたし、今後も変わらないであろう。

また、価格算出法が唯一の価格算出法に収斂することも簡単ではないであろう。特許権は新規性・進歩性を具備することを要件として付与されるものであるからである。

3 おわりに

本稿においては、知的財産権価値評価の近年のトピックを交え、概略を説明することを目的としたが、読者に知的財産権価値評価に興味を引き起こすきっかけを与えることができれば、筆者にとって、望外の喜びである。

参考文献

執筆にあたって、参考にした主な文献リストはつぎのとおりである。

- 1) 菊池純一監訳，知的財産と無形資産の価値評価，中央経済社（1996）。
- 2) 山本大輔，森智世，知的資産の価値評価，東洋経済新報社（2002）。
- 3) 二村隆章，岸宣仁，知的財産会計，文春新書（2002）。
- 4) 渡邊俊輔編著，知的財産：戦略・評価・会計，東洋経済新報社（2002）。
- 5) 鮫島正洋編，特許戦略ハンドブック，中央経済社（2003）。
- 6) 東京大学 RCAST 先端テクノロジービジネスセンター編，アクティヴレビュー3号（2002）。
- 7) 鈴木公明，知的財産の価値評価，IMS 出版（2003）。